総合防災訓練大綱案

令和８年　月　　日
中央防災会議決定

１．総合防災訓練大綱の意義

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められる。

このような防災関係機関の災害への対応に関し、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に防災訓練に係る事項が定められている。

本大綱は、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すものである。また、昨今の社会状況等を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、防災訓練を実施するに当たっての基本方針について示すものである。

２．防災訓練の目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害時の対応に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的には以下のとおりとする。

（１）　防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証すること。

（２）　防災訓練を通じて、災害時における各防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性ある対応方策を確認するとともに、災害発生に備え、特に国と地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化を図ること。

（３）　防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。

（４）　住民一人一人が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動等をとれる社会の構築に向け、防災訓練に際して、日常及び災害時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることが可能となるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

（５）　防災関係機関の防災担当者（以下「防災担当者」という。）の平時からの自己研鑽・自己啓発等

が社会の災害対応力向上に直結することに鑑み、各防災担当者が日常の取組について検証し、評価する機会とすること。

3．防災訓練実施に当たっての基本方針

防災訓練は、以下の基本方針に沿って実施することとする。

（1） 東日本大震災等の既往災害を踏まえた災害対応力の向上

東日本大震災等の既往災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。

（2） 実践的、効果的な防災訓練の推進

実際に災害が発生した時に、行政機関、民間企業、住民等、それぞれが的確な対応をとることができるよう、災害時に発生する状況をシミュレーションしてその対応を図るなど、各主体が実践的に防災訓練を実施することが重要である。

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（いわゆるシナリオ）については、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震や南海トラフ地震をはじめとする大規模地震対策や広域降灰対策等の検討成果も踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定（複合災害、猛暑や寒冷期、休日、発生時間帯や避難方法、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表や南海トラフ地震臨時情報の想定など)、災害時に現地で対応した者の知見の反映、防災行動計画（タイムライン）等への対応を踏まえて作成し、訓練進行上からの必要性等にとらわれたり、見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階では、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、住民、ライフライン・インフラ事業者等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、中央防災無線等の情報通信手段、資機材の試用等を含めた物資の備蓄状況や運送手段の確認の機会とするとともに、防災組織体制及び災害応急対策に係る問題点等の抽出・発見に努め、実効性を検証する。

訓練の方法については、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

（3） 事前の教育研修の推進

実際に災害が発生した時に的確な対応をとるためには、各人が災害時の状況を正しくイメー　ジできることが重要である。そのため、事前に、災害対応に必要な知識や技術を習得するとともに、防災行動計画（タイムライン）を活用するなどして、地域の災害リスクやそれに応じた避難行動等の確認が不可欠である。

防災担当者は、日頃からの自己研鑽・自己啓発の積み重ねが期待される。国は、特に災害時にリーダーシップを発揮することが求められる地方公共団体の危機管理・防災責任者等に対して、初動

対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修等の充実を図る。

さらに、防災関係機関の防災部門以外の職員や地域住民に対しても、必要な知識やリスクに応じた行動等が確認・理解できる教育研修を、防災訓練に先立って実施し、その成果を訓練で確認・検証するよう努める。

（４） 多数の主体の参加・連携

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練の実施が期待され、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。

このため、国と地方公共団体、地方公共団体相互、行政と民間、分野（業界）単位、地域単位、実動部隊相互等様々な連携や、在日米軍等との国際的な連携の枠組みにより、多数の主体が参加する訓練の実施に努める。

（５） 防災関係機関等相互の連携強化

災害時、特に初動対応の段階では、国の行政機関と被災した地方公共団体を始めとした防災関係機関等が相互に連携を密にし、正確な情報の収集とそれに基づく迅速かつ的確な対応が不可欠である。

このため、国や地方公共団体の幹部を含めた防災担当者による合同訓練を定期的に実施するとともに、国は、各地域や業界等で実施される防災訓練に積極的に参画し、地方公共団体やその他の公共機関、ライフライン・インフラ事業者等の防災関係機関等との平時を含めた幅広い協力・連携体制の構築を図る。

地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等との緊密な連携の下、広域的なネットワークを活用した訓練や、地方公共団体間において締結されている協定等に基づく広域的応援・受援訓練の推進に努める。

（６） 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、訓練を報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実させることができるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が　参加するよう、訓練内容を工夫・充実するとともに、マスコミ等との連携を図りつつ、より多くの者が参加できるよう訓練の実施時期・実施場所・実施内容・申込方法等を具体的に明示した広報の充実に努める。訓練内容については、ハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置等、被害軽減のための予防的な取組、避難指示等や緊急地震速報等による危険回避行動を積極的に加えるとともに、住民一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、日頃から具体的な「備え」を実践することや被災時に的確な行動を促すことを呼びかけ、自ら「日常においていかに備え、災害時に何をするべきか」について考える機会となるよう工夫する。

また、訓練の実施にあたり、住民が適切な避難・行動を判断するのに必要な情報をスマートフォ

ンアプリ等様々なツールを用いて発信する訓練に努める。

「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。

（７） 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練

訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の観点のもと、女性の積極的な参加が得られ、かつ、女性の視点を取り入れた訓練内容となるよう努めるとともに、様々な特性を有する要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人（在留外国人及び訪日外国人旅行者等）等をいう。以下同じ。）の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

（８） 訓練の客観的な分析・評価

訓練終了後には、訓練準備の途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。

（９） 国からの支援

国においては、地方公共団体等における防災研修、訓練等の充実に資するため、マニュアルや教材等の提供に努める。

（１０）デジタル等の新技術の活用

デジタル等の新技術の活用は、人命救助、被害最小化等の災害対応力の向上に資するものとして、大きな期待が寄せられている。このため、デジタル技術等を活用した災害対応に備え、電子地図を用いた防災関係機関相互の情報共有等、特に初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術等を活用した災害対応手順を確認し、発災時の情報共有や意思決定に実際に活用できるようシステムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練参加者が、より現実性をもって訓練に臨むこと、災害発生時の行動の適否を事後的に評価すること、任意の時間に訓練を行うこと等を可能とする観点から、スマートフォンアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施に努める。

さらに、初動対応・応急対策の強化に資する新技術についても、発災時に実際に活用できるよう操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。

（１１）感染症に配慮した訓練

実災害の災害対応時に必要となる感染症対策を踏まえ、デジタル技術等も活用しながら、感染症に配慮しつつ訓練を実施する。

また、訓練内容の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。

（１２）社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害に係る訓練

自然災害等と異なり、その原因自体による直接的な物理的被害が発生しない中で生じるインフラ障害（原因が不明な場合を含む）であって、大規模かつ複合的に発生し、社会的影響を及ぼす大規模インフラ障害を想定した防災訓練を実施するよう努める。

（１３）計画的・体系的な訓練の推進

防災関係機関及びその防災担当者は、本大綱に示す基本方針に沿った防災訓練を、年度を通じて計画的に準備・実施するとともに、訓練内容を体系的に検証・確認できるように実施し、組織的な災害対応力の向上を図る。

このため国［防災庁］においては、国の行政機関と協議した上で、毎年度、政府における防災訓練、地方公共団体における防災訓練の留意事項等を示す「総合防災訓練実施計画」を定める。

４．本大綱の変更について

本大綱について、やむを得ない事態が生じたときは、中央防災会議会長の専決により変更することができる。